

児童手当制度が拡充されました



拡充の内容

わが国における急速な少子化の進行等を踏まえ、若い子育て世帯等の経済的負担の軽減を図る観点から、3歳未満の乳幼児の養育者に対する児童手当の額を、第1子および第2子について倍増し、出生順位にかかわらず一律月1万円となりました。なお、3歳以上の児童手当の額、支給対象年齢および所得制限限度額については、現行どおりです。

〈0歳以上3歳未満の児童の養育者に対する児童手当〉		〈3歳以上（現行どおり）〉	
(現行)	(改正)		
第1子、第2子 月額5千円	月額1万円(倍増)	第1子、第2子 月額5千円	
第3子以降 月額1万円	月額1万円(現行どおり)	第3子以降 月額1万円	

施行日

平成19年4月1日（拡充後の最初の支給月は平成19年6月です）

※今回の改正では、受給者から特段の手続きを行う必要はありません。

なお、平成19年4月から3歳未満の児童手当等の額は一律月額1万円となりますが、3歳到達後の翌月からは、第1子および第2子の手当額は5千円となります。

お問い合わせ 福祉事務所 地域福祉課児童家庭班 TEL050-3381-5051 または 各総合支所・住民センター市民課福祉保健班

6月1日は商業統計調査の日です！

調査員がお伺いしますので、ご協力をお願いします。



6月1日、平成19年商業統計調査が全国一斉に行われます。調査の対象は、卸売・小売業を営む全国すべての事業所(店舗)です。この調査は、商業の実態を明らかにし、国や県、市町における商業の振興、中心市街地の活性化など流通産業施策のための基礎資料となります。

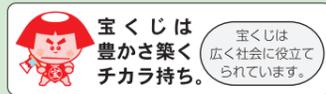
5月下旬から調査員が調査票の記入のお願いに、各事業所を訪問いたします。この調査は、統計法に基づいて実施される国の重要な調査であり、提出された調査票を統計上の目的以外に使用することはありませんので、皆さまのご協力をお願いします。

お問い合わせ 企画部 企画課 統計地籍班 TEL050-3381-5035

宝くじ助成事業で太鼓を購入「山陰太鼓」

深江町で活躍する太鼓演奏団体「山陰太鼓」は、平成18年度一般コミュニティ助成事業で、皮の張り替えと新しい太鼓を購入しました。この事業は、宝くじ受託事業収入を財源とした自治総合センターの助成事業で、地域住民のコミュニティ活動を活性化させることを目的とした宝くじの普及広報事業です。

23年前に町の活性化を図る目的で設立された「山陰太鼓」は、地域での太鼓体験や交流はもとより、地元子どもたちへの指導、市内外での演奏活動を行っています。南島原市の伝統芸能となるよう、これからも一層地域に根ざした活動の展開が期待されます。



国民年金(老齢基礎年金)の請求を考えている方へ

国民年金の受給開始年齢は、原則は65歳からですが、希望すれば60歳から64歳までの間でも繰り上げて受けることができます。しかし、1カ月当たり0.5%減額された年金を生受けることとなります。また、66歳以降、繰下げて受ける場合は1カ月当たり0.7%増額された年金を生受けることとなります。

昭和16年4月2日以降に生まれた人の繰上げ・繰下げ支給率

	0カ月	1カ月	2カ月	3カ月	4カ月	5カ月	6カ月	7カ月	8カ月	9カ月	10カ月	11カ月
60歳	70	70.5	71	71.5	72	72.5	73	73.5	74	74.5	75	75.5
61歳	76	76.5	77	77.5	78	78.5	79	79.5	80	80.5	81	81.5
62歳	82	82.5	83	83.5	84	84.5	85	85.5	86	86.5	87	87.5
63歳	88	88.5	89	89.5	90	90.5	91	91.5	92	92.5	93	93.5
64歳	94	94.5	95	95.5	96	96.5	97	97.5	98	98.5	99	99.5
65歳	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
66歳	108.4	109.1	109.8	110.5	111.2	111.9	112.6	113.3	114	114.7	115.4	116.1
67歳	116.8	117.5	118.2	118.9	119.6	120.3	121	121.7	122.4	123.1	123.8	124.5
68歳	125.2	125.9	126.6	127.3	128	128.7	129.4	130.1	130.8	131.5	132.2	132.9
69歳	133.6	134.3	135	135.7	136.4	137.1	137.8	138.5	139.2	139.9	140.6	141.3
70歳	142	(70歳以降増額率142%は変わりません)										

40年間保険料を納めた場合(金額は年額)

繰り上げ請求した場合
 ●60歳6ヶ月で請求した場合
 792,100円×73%=578,200円
 ●63歳4ヶ月で請求した場合
 792,100円×90%=712,800円

65歳で請求した場合…792,100円

繰り下げ請求した場合
 ●66歳6ヶ月で請求した場合
 792,100円×112.6%=891,900円
 ●68歳4ヶ月で請求した場合
 792,100円×128%=1,013,800円

65歳前に年金を受けようと考えている方は…

※年金額が生涯減額されるほかに次のようなことにご注意ください。

- 繰り上げ請求すると障害基礎年金は請求できません。
- 繰り上げ請求すると寡婦年金は受けられなくなります。
- 遺族厚生(共済)年金を受けている方が老齢基礎年金を繰り上げ請求すると64歳まではどちらか一方しか受けられません。65歳からは両方とも受けられます。
- 厚生(共済)年金の期間がある方が特別支給の老齢厚生(退職共済)年金の支給開始年齢までに繰上げ請求すると、特別支給の年金の一部が支給停止になります。

離婚時の厚生年金の分割制度が始まります

平成19年4月以後に離婚した場合、婚姻期間中の厚生年金の保険料納付記録を多いほうから少ないほうへ分割できることとなります。

- 分割できるのは平成19年4月以後の離婚で、分割の対象となるのはこれまでの婚姻期間
- 分割の上限は、両者の保険料納付記録が同額となるまで
- 事実婚も対象となるが、配偶者が国民年金の第3号被保険者の認定を受けていた場合のみ
- 分割した保険料納付記録は自分のものとなり、再婚や元配偶者の死亡などで消滅しない

※ただし、分割された保険料納付記録は厚生年金額の計算に入れることはできませんが、受給資格要件には入れることができます。

分割の方法は

分割割合を両方で協議して決め、離婚後2年以内に社会保険事務所に申し出てください。分割割合が当事者間で決められない場合は、一方の申し出により家庭裁判所で分割割合を定めることができます。

情報を知るには？

分割割合を知るため、分割対象となる期間やその期間の保険料納付記録などの情報を知りたい人は社会保険事務所に請求することで情報の提供が受けられます。離婚前に当事者が単独で問い合わせた場合は当事者のみに、離婚後の場合は単独で問い合わせても両者に情報が提供されます。

お問い合わせ 諫早社会保険事務所 TEL0957-25-1661